

第5回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年8月28日（木）午前11時40分～午後0時15分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委 員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山賃金係長	

(事務局 室長補佐)

ただ今より、令和7年度第5回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、相馬委員が都合により欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、7名の傍聴申し込みがあり、会場に入室していることを報告いたします。

本日の審議会では、青森県最低賃金の改正決定について御審議いただきます。

それでは、以降の議事進行につきまして、石岡会長、よろしくお願ひいたします。

(石岡会長)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

はじめに、青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしましたが、会長である私が部会長でもありますので、森部会長代理から報告をお願いいたします。

(森宏之会長代理)

青森県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、青森地方最低賃金審議会において付託された、青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査・審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告します。

本結論を出すに当たっては、特に、以下4点の事項について配慮しました。

- 1 県内からの人口流出に歯止めをかけるためには、青森県と県境を接する県のみならず、それ以外の青森県と比較して賃金水準の高い地域への労働力人口の流出にも留意し、これらの地域との地域間格差の是正を図っていく必要があること。
- 2 青森県においては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さく、現行の青森県最低賃金の水準を継続することにより、最低賃金近傍で働く県内労働者の勤労意欲の低下に繋がりかねないこと。

3 青森県内においても、依然として県民の全てが生活する上で欠かすことのできない食料品の物価上昇が続いていること。

4 青森県の地理的特性から、県内で生活する上で必要不可欠な冬季における灯油の物価上昇率が高いこと。

また、改正後の青森県最低賃金の発効日については、大幅な引き上げ額の影響と、事業主が活用する各種支援策の申請手続きに要する時間等を配慮し、法定発効による最短の日ではなく、本専門部会で指定した令和7年11月21日を発効日とすることとした。

この結論が、最低賃金近傍で働く者を含む県内労働者の生活水準の向上及び県内事業者の人手不足の解消、並びに若年者の県外転出率の縮小に繋がることを期待する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和5年10月7日発効の青森県最低賃金（時間額898円）は、令和5年度の青森県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

併せて本報告に当たっては、中小企業、小規模事業者の賃上げに関する環境整備等について、政府に対し、以下の3点を要望する。

- 1 中小企業、小規模事業者が賃上げの原資を確保できるようにするため、生産性向上や価格転嫁等に関する実効性ある各種支援策を策定及び拡充し、これらを速やかに実行すること。
- 2 賃上げ促進税制の拡充、強化を図ること。
- 3 食料品をはじめとした生活必需品の物価高騰は国民生活に直結しており、本来、その対策に責任を持つべき政府が、速やかに税、社会保険料等の負担軽減、各種給付金等の対策を検討・実行すること。

別紙1 青森県最低賃金

- 1 適用する地域、青森県の区域
 - 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
 - 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,029円
 - 5 この最低賃金において、賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発効の日、令和7年11月21日
- 以上です。

(石岡会長)

何か御質問はございますでしょうか。

(小山田委員)

使用者側委員の小山田でございます。

ただ今、報告書の中で、特に政府に対する要望、3点ほど挙げられております。中小企業、小規模事業者向けの様々な支援策。賃上げ促進税制の拡充強化、加えて食料品に対する、い

わゆる生活必需品、今回の審議の中でも大きな要因を占めたわけでございますけれども、物価高騰、国民生活に直結しているというところで、その対策をしっかり国の方でとっていただきたいということが載った、この3点については、我々使用者委員が審議の中で要望した項目でもありますので、この報告書に載せていただいたことに対して感謝を申し上げたいと思います。

そういう中で、いずれにしても、今回の76円、率にして7.97%、そして影響率が、いただいた資料によりますと、32.1%ということで、いずれにしても、これまでの最高の金額、率になっております。

そういうことを勘案しますと、今回、御配慮いただいて発効日を11月まで、21日ですか、延ばしていただきましたけれども、ここまでに賄いきれない、対応できない事業者さんも沢山いるということについても、是非、御理解いただいて、そしてまた、今後、来年以降も審議があるかと思いますけれども、やはり将来に向かって、青森県の経済がしっかりやっていけるような方向で審議の方を開いていただくように御要望を申し上げたいと思います。

以上です。

(石岡会長)

分かりました。

それでは、ただ今、森部会長代理から報告がありましたけれども、専門部会の意見が分かれておりましたので、最終的に採決という形を取らざるを得なかったということでございます。

そこで、この専門部会の審議結果を本審議会の決定とすることについて、これも採決により決定をしたいと思います。

採決は、賛成、反対、保留の3つで挙手をもって行いたいと思います。

それでは、賛成の方、挙手をお願いします。(公益委員4名、労側委員4名が挙手)

ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。(使側委員5名が挙手)

ありがとうございます。

採決の結果は、賛成の方が8、反対の方が5、保留はなしということでございます。

最低賃金審議会令第5条3項におきまして、審議会の議事は会議出席した者の過半数をもって決し、会議同数の時は会長の決するところとされておりますので、青森県最低賃金は、専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、答申の案を配付させていただきます。

(石岡会長)

ただ今、事務局から配付されました答申文の案について、委員の皆様に御確認をいただきたいと思います。

何か御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この答申文をもちまして、答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは、答申に移らせていただきます。

青森地方最低賃金審議会の石岡会長より角井青森労働局長に対して答申をお願いします。

(石岡会長)

青森県最低賃金改正決定について答申

当審議会は、令和7年7月15日、青森地方最低賃金審議会において付託された、青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申いたします。

最低賃金額 1時間 1,029円

効力発生の日 令和7年11月21日

以上です。

(事務局 室長補佐)

それでは、答申に至った経緯等につきまして、石岡会長からお願いいたします。

(石岡会長)

答申に至った経緯等につきまして、一言申し上げます。

このたび、青森県最低賃金を76円引き上げ、1,029円とすることに決定し、答申をいたしました。

この理由は、お配りをいたしました公益委員見解に記載をしたとおりでございますが、考慮した点といたしましては、何より本県の人口流出、これに歯止めをかけるためには、やはり地域間格差の是正を図らなければいけないという点。

また、本県におきましては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さい。憲法25条が定める健康で文化的な最低限度の生活、これを営むための費用が、やはり本県は寒冷地ということもあって、他県よりも余計にかかるということを示していると思います。

そして、これと最低賃金との差が全国レベルより非常に小さいというのは、これは無視できない問題だというふうに考えております。

その他、物価の問題。特に青森県の場合は、生活必需品である灯油をはじめとする光熱費、この上昇率が非常に高かったということ。

こういったことを考慮いたしまして、このような結論に至ったわけでございます。

また、発効日につきましては、これは、使用者側からも大幅な引き上げのために準備の期間が必要だという主張をいただいておりましたので、その点を考慮して11月の21日といたしました。

勿論、この結果、特に使用者側にとっては、大変厳しいものになったかもしれません。ただ、一方で、最低賃金近傍で働く労働者の皆さん的生活が大変厳しい状況にあるという実情もございますので、そのバランスをとって公益委員で考えた結果でございます。

双方にとって厳しい結果かも分かりませんけども、何卒協力をして、本県の地域経済の発展のために御協力、御尽力をいただきたいと思っております。

各委員の皆様におかれましては、長期間にわたって熱心な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

感謝申し上げます。

また、県民の皆様におかれましても、今のような事情を是非御理解いただきまして、御理解、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

(事務局 室長補佐)

以上をもちまして、答申を終了させていただきます。
続きまして、角井労働局長より挨拶をお願いします。

(角井局長)

石岡会長はじめ、各委員の皆様におかれましては、青森県最低賃金改正に向けて精力的な議論をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本年度は、Cランクであります青森県を含め、Cランクにおいては64円という、過去最大の引き上げ目安が示されたところでございました。

更に発効日につきましても、精緻な見極めが求められた中での審議でありまして、慎重な検討を要したものと承知しております。

また、本答申は、消費者物価の上昇のほか、県内からの人口流出、これも青森県にかかる大きな課題となっております。それと中小、小規模事業者の置かれている状況等を踏まえた熟慮の結果であると受け止めております。

今回いただきました答申につきましては、今後、異議申出期間を経て、改正決定の手続きを進めていくことになります。改正される青森県最低賃金の適用にあたりましては、労使団体、各市町村の皆様方の御協力をいただきながら、青森労働局をあげて周知に努めたいと思っております。

また、本答申をいただきました中小企業、小規模事業者への生産性向上や価格転嫁等に関する実効性のある各種支援施策の策定などの御要望につきましては、厚生労働省本省に伝えるとともに、各種助成金手続きのきめ細かな周知、あるいは価格転嫁の一層の理解促進に向けた取組を行って参ります。

今後とも、最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続き御尽力を賜りますようお願ひ申し上げまして、私からの御礼の言葉とさせていただきます。

(事務局 賃金室長)

続きまして、今後の手続きにつきまして説明させていただきます。

今後の手続きを経て改正の運びとなりましたら、改正最低賃金周知広報に努めるとともに、業務改善助成金をはじめとする各種の賃上げに関する支援策について、あらゆる機会を捉えて周知に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様にも御協力を賜りたいと思います。

それでは、ただ今答申をいただきました青森県最低賃金の今後の事務手続きについて説明いたします。

異議の申出の公示を、本日 8 月 28 日から 9 月 12 日まで行うことになります。それまでに異議の申出がございました場合には、審議会を開催し、異議申出について御審議いただくことになります。開催日につきましては、9 月 16 日 15 時からを予定しております。

なお、金額の改正でございますので、官報公示が必要となり、発効予定日は令和 7 年 11 月 21 日の指定発効ということになります。

以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

他に皆様方から何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。

本日の審議会は、これをもって終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。